

死亡災害発生状況報告(29-2確報)

① 港名	姫路港		⑤ 場所	姫路港船場川公共埠頭 第7号岸壁沖		災害発生場所	⑤ 場所 区分	⑤ 発生年月日等	災害の概要	<p>平成29年1月7日(土) 22時00分、神戸港を姫路港に向け、タグボートに曳航されて、はしけ2隻(空船)が出港。2隻のうちの後方ははしけの船長が姫路港入港時に曳航ロープを短くする作業準備のためはしけ居住区よりはしけ船首へ移動中にバランスを崩して沖合50メートル~60メートル付近で海中に転落したと考えられる。</p> <p>後方のはしけは380トン(全長30メートル、幅7.5メートル、通路幅は約80センチメートル)前方のはしけは750トン。</p> <p>当該はしけの通路には、手すり、親綱、柵等の設備はなかった。</p> <p>また自社作成のはしけ安全作業基準で作業用ライフジャケットの着用を義務づけており普通の(固形式)救命胴衣を用意していたが、船長は救命胴衣未着用であった。</p> <p>船長は災害発生後行方不明であったが、平成29年5月6日午後4時40分頃、東播磨港高砂西防波堤から南西約5.2キロメートルの播磨灘において漂流死体で発見され、本人であることが確認された。</p>
② 事業場名	(規模 7人)		港湾	港湾以外	A'					
③ 業種区分	港湾荷役業	港湾荷役業以外	B	B'		⑤ 使用機械等	—	<p>① 救命胴衣を着用していなかったこと。</p> <p>② 曳航中に暗闇の中、手すりや柵がない狭い甲板通路を移動したこと。</p> <p>③ 事業場が作成している「はしけ運航基準」及び「はしけ安全作業基準」が徹底遵守されていないこと。</p>		
④ 名称	はしけ運送事業		⑦ 本船揚具装置取	—		⑥ 発生原因(記号等)	<p>事故の型:おぼれ</p> <p>起因物:船舶(はしけ)</p>	<p>① はしけ上での救命胴衣の着用を徹底する。</p> <p>② 曳航中は、はしけ上での作業は行わない。</p> <p>③ はしけ曳航中、曳船船長と短時間間隔で連絡を取り合う。</p> <p>④ 船の外縁に手すり、親綱(安全帯を取り付ける設備)、柵等設備の設置を検討する。</p> <p>⑤ はしけ上での救命胴衣着用を定めた「はしけ安全作業基準」の順守させるべく、安全教育を徹底する。</p>		
被災者氏名等	男・女	39才	⑥ 発生原因(記号等)			経験	<p>11月</p> <p>雇用</p> <p>常用</p> <p>日雇</p>	<p>この報告書記入については「港湾荷役業の労働災害として分類するものの範囲(分類要領)」を参照のこと記号等は該当のもののみを○で囲むこと。①港名は被災者が所属している店社(支店、作業所等を含む)所在の港名を②事業所名は被災者を雇用している店社名を③業種区分は被災者が所属している店社の業種区分を④作業名は船内、船岸、はい、はしけ等具体的に⑤場所名は具体的に⑥使用機械はクレーン、移動式クレーン、移動式フット等の名称を⑦取扱はけんか巻、分銅巻き等を⑧発生原因記号等はわかる範囲で記入して下さい。</p>		

発生時の状況図

